



2022年8月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ メ ー ジ ワ ン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 島 岡 潤
(コード番号 2667 東証スタンダード)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 部 長 大 野 雅 弘
(TEL 03 - 5719 - 2180)

**第三者割当による新株式並びに第11回新株予約権及び
第12回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ**

当社は、2022年8月25日開催の取締役会決議により、香港に所在する機関投資家である Long Corridor Asset Management Limited（香港SFC登録番号：BMW115）（以下「LCAM」といいます。）が一任契約の下に運用を行っている、英国領ケイマン島に設立された免税有限責任会社（Exempted Company in Cayman with Limited Liability）である Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund（以下「LMA」といいます。）及び英国領ケイマン島に設立された分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）である LMA SPC の分離ポートフォリオ（Segregated Portfolio）である MAP246 Segregated Portfolio（以下「MAP246」といい、LMA と併せて、個別に又は総称して以下「割当予定先」といいます。）を割当予定先として第三者割当による新株式（以下「本株式」といいます。）並びに株式会社イメージワン第11回新株予約権証券（以下「第11回新株予約権」といいます。）及び株式会社イメージワン第12回新株予約権証券（以下「第12回新株予約権」といい、第11回新株予約権と併せて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として、割当予定先との間で株式引受契約及び新株予約権引受契約を締結することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 本株式発行の概要

| | |
|------------------------------------|---|
| ① 払 込 期 日 | 2022年9月12日 |
| ② 発 行 新 株 式 数 | 普通株式500,000株 |
| ③ 発 行 価 額 | 1株につき金613円 |
| ④ 調 達 資 金 の 額 | 306,500,000円 |
| ⑤ 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先) | 第三者割当の方法によります。 LMA 400,000株 MAP246 100,000株 |
| ⑥ そ の 他 | 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。 |

(2) 本新株予約権発行の概要

| | |
|-------------------|--|
| ① 割 当 日 | 2022年9月12日 |
| ② 新 株 予 約 権 の 総 数 | 30,000個 第11回新株予約権：15,000個 第12回新株予約権：15,000個 |
| ③ 発 行 価 額 | 総額23,775,000円 第11回新株予約権：11,475,000円（第11回新株予約権1個当たり765円） |

| | |
|-------------------|--|
| | 第 12 回新株予約権：12,300,000 円（第 12 回新株予約権 1 個当たり 820 円） |
| ④ 当該発行による潜在株式数 | <p>潜在株式数：合計 3,000,000 株（本新株予約権 1 個につき 100 株）</p> <p>第 11 回新株予約権：1,500,000 株</p> <p>第 12 回新株予約権：1,500,000 株</p> <p>いずれの本新株予約権についても、上限行使価額はありません。</p> <p>第 11 回新株予約権については、行使価額の修正は行われず、したがって下限行使価額はありません。第 12 回新株予約権については、下限行使価額は 556 円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は変動しません。</p> |
| ⑤ 調達資金の額 | 2,761,301,748円（注） |
| ⑥ 行使価額及び行使価額の修正条件 | <p>当初行使価額</p> <p>第 11 回新株予約権：764.5 円</p> <p>第 12 回新株予約権：1,112 円</p> <p>第 11 回新株予約権については、行使価額の修正は行われません。</p> <p>第 12 回新株予約権については、以下の内容の行使価額の修正が行われます。</p> <p>資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、以後第 12 回新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）において行使価額の修正が生じることとすることができます（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」といいます。）。行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を第 12 回新株予約権に係る新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の 5 取引日目以降（なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）第 12 回新株予約権の行使期間の満了日までの間に行われる第 12 回新株予約権の行使請求については、行使価額は、修正日に、修正日の直前の金曜日（以下「算定基準日」といいます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値）の 90% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に第 12 回新株予約権の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されるものとし、修正後行使価額が下限行使価額（以下に定義します。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。下限行使価額は、556 円とします。</p> |
| ⑦ 募集又は割当方法（割当予定先） | <p>第三者割当の方法によります。</p> <p>LMA 24,000 個</p> <p>第 11 回新株予約権：12,000 個</p> <p>第 12 回新株予約権：12,000 個</p> <p>MAP246 6,000 個</p> <p>第 11 回新株予約権：3,000 個</p> <p>第 12 回新株予約権：3,000 個</p> |
| ⑧ その他 | 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書 |

| | |
|--|---|
| | <p>による届出の効力発生後に、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1)資金調達方法の概要」に記載する行使停止指定条項、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること（譲渡制限条項）等を規定する第11回新株予約権に係る総数引受契約（以下「第11回新株予約権引受契約」といいます。）及び第12回新株予約権に係る総数引受契約（以下「第12回新株予約権引受契約」といいます。）を締結する予定です。</p> |
|--|---|

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額の二分の一を、第11回新株予約権及び第12回新株予約権それぞれについて差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動する可能性があります。なお、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

2. 募集の目的及び理由

当社は2021年12月に代表取締役社長が交代し、新生イメージワンとして、これまでの「ヘルスケアソリューション事業」と「地球環境ソリューション事業」の2つの事業を基本としながら、そこからの事業の領域を拡大し、多様化の戦略を展開しております。新生イメージワンとして新しい事業としては、2021年12月にESG事業部を発足し、再生EVバッテリーのレンタル事業を開始、2022年2月に当社ブランドのニトリルグローブ（主に医療現場で医療従事者が使用するゴム手袋：一般医療機器（クラス1）・米国FDA規格製品）の販売を開始、2022年5月には株式会社ワン・サイエンスを設立し、臨床検査受託業務を開始するなど好調に推移しております。また、抗原検査キットの販売においては販路の拡大に注力して、大きく業績に貢献しております。

当社の事業環境において、世界的な新型コロナウイルスの広がり、常識と非常識が逆転し、社会や人々の価値観や行動に変化をもたらす機会となりました。世界経済は、ロシアの軍事侵攻によるウクライナ情勢の悪化で、欧米諸国のロシアに対する経済制裁を強化したことによる原油等の資源価格高騰や米国のインフレ懸念等、不安定な状況となっております。一方、日本国内の社会情勢に目を向けると、医療費増大、地球温暖化や大気・水質汚染などの環境問題、化石燃料エネルギーから非化石（再生可能）エネルギーへのシフト、原発の再稼働・廃炉等のエネルギー問題、インフラの老朽化、人口減少、高齢化などたくさんの社会課題が存在していることに加え、昨今の資源高騰・円安進行に端を発した物価高、電力不足、新型コロナウイルスの感染拡大の第7波への突入等により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況下において、当社は、「ヘルスケアソリューション事業」と「地球環境ソリューション事業」を通じてこれらの社会課題に対し真剣に向き合い、解決し、新しい未来と新しい常識を作るという思いで、2021年12月から第二創業期をスタートいたしました。新しい価値観と新しい社会に向けて、全てのステークホルダーの皆様（顧客・取引先・株主・社員・地域・社会・国・経営者）と共通価値を見出し、多くの方々と夢を共有・共創できる企業へ成長させるという大きな希望と意欲をもって、より多くの人を幸福にすることが、経済全体そして当社自身が持続的に成長できるという信念を持って、日々の業務に全力で取り組んでおります。

当社において、2022年8月12日付「第39期第3四半期報告書」にて開示いたしました2022年9月期第3四半期累計期間（2021年10月1日～2022年6月30日）の業績は、売上高は1,860,532千円、営業損失は223,718千円、経常損失は246,771千円、親会社株主に帰属する四半期純損失は270,259千円となりました。

当該期間の当社を取り巻く事業環境といたしましては、主要分野であるヘルスケア領域において、政府・総務省が推進する医療ICT政策にて「ネットワーク化による情報の共有・活用」、「医療等データの利活用」が挙げられ、2021年9月に新設されたデジタル庁の医療分野構想においても「オンライン診療の原則解禁」等も発表されており、ヘルスケア領域におけるオンライン化の動きが加速しております。

これらの実現の為に当社主要販売商品であるクラウド型電子カルテ、医療用画像管理システムは必須アイテムとなっております。また新型コロナウイルスの新たな変異株出現により、PCR検査・抗原検査等の新型コロナウイルス関連商品の需要もより一層高まっております。ヘルスケアソリューション事業の当該期間における、売上高1,297,371千円、セグメント利益52,962千円となりました。

当セグメントの業況といたしましては、メディカルシステム事業は従来からの「PACS」（医療用画像管理システム）、電子カルテ「i-HIS」（クラウド型電子カルテ）等のシステム販売やこれらシステムの保守サービスを行っており、2022年9月期第3四半期累計期間の予算には売上高にして約40万円の未達ではありますが、一定の売上計上はできております。現在、PACS「CLEVINO」、放射線部門レポートシステム「ConnectioReport」、放射線部門情報システム「ConnectioRIS」など、放射線分野にトータルサービスを提供しております。また、情報の収集・共有に最適な完全クラウド型の次世代電子カルテ「アイヒス(i-HIS)」の提供もしております。メディカルシステム事業の新たな製品として、医療機関のDX化が注目を集める中、統合ビューワ・医用文書管理が加わりました。統合ビューワは一画面で患者様の情報が俯瞰できるため情報を探す手間が省け、業務の効率が上がり、医療従事者の働き方改革にも役立つシステムになります。院内に紙媒体で散見する医用文書をファイリングできる医用文書管理は、患者様の同意書や各種検査の検査結果用紙などの医療文書にタイムスタンプを付与し原本としてデジタル保存することで膨大な紙文書の保管から解放（ペーパーレス化）を実現いたします。

今後は医療機関におけるデジタル化のサポート業務等も行う予定であり、医療ITの進化と共に新しいサービスを提供してまいります。

メディカルサプライ事業はメディカルシステム事業の顧客への付帯サービス、薬事製品、衛生資材用品等の提供を行っており、PCR検出試薬や抗原検査キット等の受注活動により、予算を売上高にして約670百万円上回っており、業績に大きく寄与しています。さらには、2022年5月に設立された100%子会社である株式会社ワン・サイエンスでは、軽度認知症の早期発見のため脳内の伝達神経物質の唾液検査及びコロナ禍におけるPCR検査受託を開始しており、今後の事業の発展に大きく寄与するものと考えております。

地球環境領域においては、日本国内において、2050年までに温暖化ガスの排出量を全体として実質ゼロにする政府目標が示されております。再生可能エネルギーの積極的活用を図るため規制の緩和や普及促進を見込んだ制度変更、また、エネルギー基本計画において再生可能エネルギーの主力電源化の検討が開始されていることにより、当社再生可能エネルギー分野の社会的需要は今後も高まるものと考えられます。

地球環境ソリューション事業について、2022年9月期第3四半期累計期間においては、売上高563,161千円、セグメント損失24,799千円となりました。当セグメントの業況といたしましては、エネルギー事業として、販売目的の太陽光発電の東北2案件に係る2022年9月期第3四半期累計期間における売上を計上しております。また、売電収入目的で太陽光発電所を取得しており、継続して安定した収益を確保できる状況であります。販売費及び一般管理費を吸収するほどの利益を確保することはできませんでした。

GEOSソリューション事業については、測量、建設、土木関連分野で多くの実績があります。画像処理ソフトウェアの販売、ドローン関連サービスなど環境監視、保全対策、インフラ点検、被災状況の把握、営農支援に対応するための各種ソフトウェアの販売やサービスの提供など、広く社会に貢献しております。特に、当社が販売するPix4D社製の三次元画像処理ソフトウェア『Pix4Dmapper』は堅調に推移し、商材の拡販や代理店販売も好調であり、利益も確保できている状況にあります。また、地理空間情報や三次元画像処理による大型設備の保守メンテナンスや、AIを活用したソリューションサービス事業に関しては多種多様な業界からあらゆる要望がきており、成長の見込めるマーケットになります。

2021年12月より新設したESG事業は、再生バッテリーや空気清浄機の販売及びレンタル販売等を行っております。脱炭素社会化で加速的に需要拡大するEVマーケットの中から派生した再生バッテリーを事業用ポータブルバッテリーとしてリユースレンタルする環境配慮型の事業内容となり、始動してまだ7ヶ月ですが、売上は毎月増加傾向にあり、堅調に推移しております。レンタル事業は長期間に渡り、安定化した収益が見込まれ、増収増益の大きな基盤が整ってまいりました。

トリチウム除去事業においては、東京電力ホールディングス株式会社からトリチウム除去技術に関する公募の二次評価結果の連絡が3月中旬に届き、「評価基準を満たすと判断しました。」との内容でした。二次評価後のプロセスにおいて、フィージビリティスタディ（実行可能性調査）や、福島第一原子力発電所構

外での小規模実証試験をこれから進めていく状況になります。トリチウム除去分野では、トリチウム分離技術実装プレパイロット装置の製作を創イノベーション株式会社（本社：東京都千代田区 代表取締役：神保安広、以下「創イノベーション」といいます。）及び慶應義塾大学工学部大村研究室と共同で進めております。東京電力ホールディングス株式会社より依頼されている、二次評価の次のステップとなるフィージビリティスタディで求められる「提案者の技術能力および処理能力達成可能性」、「廃棄物等」、「運用性」、「法令適合性等」、「その他」の検討項目を明確にした実証試験に関する提案を行うことと、そのさらに次のステップとなる「福島第一原子力発電所構外における小規模実証試験」での使用を目的としています。本技術は福島原発のALPS処理水だけでなく、世界の重水炉等で大量に発生するトリチウムの分離と再利用を目指しています。

当社の四半期業績は、メディカルシステム事業におけるクラウド型電子カルテの納品時期やエネルギー事業における太陽光発電案件の売却時期等により大きく変動するため、事業計画を年間で作成・管理しております。なお、納品及び売却活動は2022年6月時点の年間事業計画の売上高である約1,809百万円に対して、売上高の実績値は約1,860百万円に達し、概ね予定どおりに進捗しており、現時点では通期業績予想に変更ありませんが、新型コロナウイルス感染症の影響やその他諸事情により、売買市場等に変動が生じた場合には、当社の業績も影響を受ける可能性があります。

このような状況の中で当社は、新たな3ヶ年計画である中期経営計画[2022年9月期～2024年9月期]（2022年1月13日発表）をスタートさせております。今回の中期経営計画はコーポレートストラクチャー改編＝組織改編という抜本的な改革と事業多様化戦略に基づく事業再編という施策をもって事業基盤強化と安定した企業力を構築して、企業価値向上を図ることを主眼としております。従来からのヘルスケアソリューション事業と地球環境ソリューション事業というセグメントの事業領域内でそれぞれに事業多様化戦略に基づき、事業及びプロジェクトを展開し、売上高100億円規模の長期ビジョンの達成を目指しておりますが、中期経営計画の達成のためには、事業領域内での最先端テクノロジーによる新たな市場を創出する必要があります。特に力点を置いて取り組んでいるトリチウム分離技術開発事業は、二次評価の次のステップとなるフィージビリティスタディで求められる「提案者の技術能力および処理能力達成可能性」、「廃棄物等」、「運用性」、「法令適合性等」、「その他」の検討項目を明確にした実証試験に関する提案を行うことと、そのさらに次のステップとなる「福島第一原子力発電所構外における小規模実証試験」において、試験装置の円滑な動作を事前に検証することを目的として、「福島第一原子力発電所構外における小規模実証試験」に備えるための実証試験に伴う研究開発、トリチウム分離技術実装プレパイロット装置、福島第一原子力発電所構外における小規模実証試験装置の製作が必要になります。さらに、ヘルスケアソリューション事業は多様化による業績拡大を図るため、シーメンスヘルスケア株式会社（本社：東京都品川区 代表取締役 森秀顕、以下「シーメンスヘルスケア社」といいます。）との先進的医療モビリティ開発協同事業である世界初の最先端医療機器を搭載した移動型医療ソリューション（アドバンスド・モビリティ・ソリューション『Medical-Connex（メディカル・コネクス）』）を実現することで新時代の「ヘルスケアモビリティ」を活用したサービスを構築する必要があります。さらに、海外での最先端テクノロジーの研究開発及び商品の海外での販路拡大による国内外での新たな市場を創出するため、当社の事業領域であるヘルスケアソリューション事業、地球環境ソリューション事業における世界トップレベルの最先端テクノロジーを活用した事業展開が必要であり、国内外で世界トップレベルの最先端テクノロジーを有している企業の開拓、共同事業（研究開発・独占販売権・ライセンス等）への積極的なアプローチが必要になってきます。特にメディカルDX分野、原発関連分野を重要戦略分野と位置付け、医療従事者の働き方改革において、医療機関のDX化が注目を集める中、これからもメディカルDX分野において、医療ITの進化と共に新しいサービスを提供してまいります。

原発関連分野のトリチウム除去事業は、現在までは核分裂炉（既存の原子力発電所）の望まれぬ副産物で慎重に廃棄されるべき物質でしたが、開発が進んでいる核融合炉（ITER等）では燃料として利用される極めて希少な物質です。本技術は常温常圧に近い条件でトリチウムを分離・濃縮する技術で、既存の濃縮技術よりも低コストである事が特徴であり、今後世界的にもクリーンな原子力事業として注目されていくものと考えております。

足元では、新型コロナウイルスの国内の感染者数は2022年7月には「第7波」に入り、PCR検査試薬、抗原検査キット等の商材の受注が増加傾向にあり、一定量の在庫確保のための在庫仕入資金が必要になってき

ております。

しかし、当社の2022年6月末時点の現預金だけでは、当期以降の中期経営計画の実現、積極的な収益寄与のための拡大施策を実施することができません。2022年9月期以降において、営業利益、経常利益及び当期純利益の当期の黒字化を達成することは、株主のみならずの期待に応えるためにも必須であると認識しております。当社ヘルスケアソリューション事業・地球環境ソリューション事業における最先端テクノロジーを活用した事業領域の拡大及び事業の多様化により新たな市場を創造することで、中長期的に継続的に黒字を拡大していく必要があると考えていることから、本第三者割当の実施を決議いたしました。本第三者割当による調達資金は、①トリチウム分離技術開発事業、②海外での最先端テクノロジーの研究開発・販売による新たな市場創造事業、③シーメンスヘルスケア社との最先端医療用車両に関わる協同事業、④在庫仕入資金にそれぞれ充当いたします。

本株式における発行価額は613円に設定しており、払込金額の総額は306.5百万円となります。本株式の発行により、証券の発行時に306.5百万円の資金を早期に調達することになり、直ちに「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途 ④在庫仕入資金」の一部に充てることが可能となります。結果として、当社普通株式に一定の希薄化が生じることになりますが、既存株主の皆様には不相当な不利益を与えるものではなく、経営基盤の安定化と当社の将来的な企業価値の向上が期待され、結果として既存株主の皆様の利益向上につながるものと考えております。

本新株予約権における当初行使価額は、第11回新株予約権は764.5円、第12回新株予約権は1,112円に設定しており、当初行使価額で予定どおり全て行使された際の払込金額は、それぞれ第11回新株予約権が1,146.8百万円、第12回新株予約権が1,668百万円となります。行使価額を条件決定時の当社株価（本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2022年8月24日）における当社普通株式の終値）を上回る水準に設定することで新株式の発行数を抑制し、1株当たりの利益の希薄化を抑える一方で、将来の株価上昇時における資本増強を通じて成長投資余力を確保・拡大することを企図しております。また、行使価額修正選択権を付する第12回新株予約権を発行することで、第12回新株予約権について行使価額修正選択決議がなされた場合、株価上昇時の調達資金増額余地及び株価下落時の資金調達余地の確保とのメリットを享受することができます。なお、行使価額の下方向修正がされる場合に対しては、下限行使価額は556円（当初行使価額の50%）と定められていることから、行使価額の下方向修正に歯止めが掛かる仕組みとなっております。

また、当社グループの事業進捗の不調や新型コロナウイルス感染症等の影響を含む経営環境の変化により不測の事態が生じた場合、第12回新株予約権において、行使価額修正選択権を行使することにより、第12回新株予約権の行使価額を修正することで柔軟な資金調達が可能となることや、これらの資金使途のニーズに変更が生じた場合、本新株予約権を一定の条件で当社が取得することも可能であることから、株主の皆様にも資するものと考えております。

本第三者割当の概要につきましては下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」を、現時点において予定している金額とその使途の詳細については下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」をご参照ください。

今回調達する資金は、当社における継続した業績の黒字化の達成、さらなる収益の向上とともに当社の事業展開による短期から中長期的な収益向上を確実なものとするにより、当社の企業価値、また株主価値を向上させるためにも必要であると判断しております。これらの結果、希薄化による株主様のデメリットを補うに十分な収益を得られるものと判断しております。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり目的のための資金調達を行う手法として、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「(2)本スキームの特徴」及び「(3)資金調達方法の選択理由及び他の資金調達方法」に記載のとおり、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、下記「(1)資金調達方法の概要」に記載した資金調達方法（以下「本スキーム」といいます。）が現在の当社の資金需要を満たす最も適切な資金調達手法であることから、本スキームによるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し、本スキームを採用することを決定しました。

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本株式及び本新株予約権を割り当て、本株式については払込期日に、本新株予約権については割当予定先による行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、第12回新株予約権について、割当予定先との間で、有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記の内容が含まれる第12回新株予約権引受契約を締結する予定です。なお、第11回新株予約権引受契約においても、当社は割当予定先との間で、第12回新株予約権引受契約と同内容の譲渡制限条項及び第11回新株予約権の取得請求条項について合意する予定です。

① 行使停止指定条項

当社は、随時、何回でも、割当予定先に対して、第12回新株予約権の行使の停止を要請する期間（以下、本「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」において、「行使停止期間」といいます。）を定めることができます。

当社は、行使停止期間を定めたときは、当該行使停止期間の初日（以下、本「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」において、「行使停止期間開始日」といいます。）の3取引日前の日までに、これを割当予定先に通知します。（かかる通知を、以下、本「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」において、「行使停止要請通知」といいます。）

行使停止要請通知がなされた場合には、割当予定先は、当該行使停止要請通知に記載された行使停止期間中、第12回新株予約権の行使を行わないものとします。

当社は、割当予定先に対し、書面による通知を行うことにより、行使停止要請通知を撤回することができます。

② 譲渡制限条項

割当予定先は、当社の事前の書面による承認なく、本新株予約権を譲渡することができないものとします。

③ 第12回新株予約権の取得請求条項

当社は、第12回新株予約権の行使期間の末日に、第12回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する全ての第12回新株予約権を、引受人から買い取るものとします。

(2) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

(a) 当初における一定の資金調達

本株式の発行により、証券の発行時に一定程度の資金を調達することが可能となっております。

(b) 株価への影響の低減

第11回新株予約権の行使価額は、発行当初から固定（発行決議の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の110%）されており、株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（MSCB）や株価に連動して行使価額が修正される新株予約権（MSワラント）とは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。第11回新株予約権について、固定行使価額が設定され、新株予約権の権利行使による株式の希薄化が段階的に進むことが見込まれることから、第11回新株予約権による資金調達は、既存株主に与える株式価値の希薄化に配慮した資金調達手段であると考えられます。

(c) 固定行使価額（ターゲット株価）による調達

株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、新株予約権を2回のシリーズに分け、あらかじめ将来の株価上昇を見込んで2通りの行使価額を設定しております。なお、当社取締役会により行使価額修正選択権の行使を決議した場合には、以降第12回新株予約権の行使価額は株価に連動し修正されることとなります。これにより、目標株価であった行使価額を上回って株価が上昇した場合に資本調達額を増額することができます。一方、株価が下落している場合でも調達額は当初予定より減少するものの、資金調達の実施が可能となります。行使価額は上記「1. 募集の概要

(2) 本新株予約権発行の概要 ⑥「行使価額及び行使価額の修正条件」欄に記載のとおり修正され、下方にも修正される可能性があります。下限行使価額は556円（当初行使価額の50%）と定められており、行使価額の下方修正には歯止めが掛かる仕組みとなっております。

(d) 最大交付株式数が限定されていること

本新株予約権の目的である当社普通株式数は3,000,000株（第11回新株予約権1,500,000株、第12回新株予約権1,500,000株の合計）で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

(e) 取得条項

当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合等、本新株予約権を取得することにより、希薄化を防止できる他、資本政策の柔軟性が確保できます。

(f) 不行使期間

本新株予約権について、第11回新株予約権引受契約及び第12回新株予約権引受契約において、当社は、本新株予約権の行使期間中、随時、何回でも、引受人に対して、行使停止期間を定めることができます。当社は割当予定先に対し、当該期間の初日の3取引日前の日までに書面により不行使期間を通知することにより、不行使期間を設定することができます。なお、行使停止期間において本新株予約権の行使の停止の対象となる新株予約権は、行使停止期間開始日に残存する本新株予約権の全部とします。また、当社が引受人に行使停止要請通知を交付した日に、適時適切に開示いたします。これにより、当社が不行使期間を設定することによって、本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、当社の判断で、一時的な株式価値の希薄化による株価への影響を抑えることが可能となります。なお、当社は、割当予定先に対して書面により通知することにより、行使停止要請通知を撤回することができます。当社が引受人に行使停止要請撤回通知を交付した日に、適時適切に開示いたします。

(g) 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ第11回新株予約権引受契約及び第12回新株予約権引受契約において譲渡制限が付される予定であり、発行会社の事前の書面による承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

(h) 資金調達のスランバイ（時間軸調整効果）

株式及び新株予約権の発行手続きには、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価が目標価格に達してから準備を開始しても、発行まで数週間を要し、かつその期間中の株価変動等により、当該目標株価における機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、それぞれのターゲット価格を設定した本新株予約権をあらかじめ発行しておくことにより、当該ターゲット株価における資金調達をスランバイさせることができます。

(i) 株価上昇時の調達資金増額余地及び株価下落時の資金調達余地の確保

第12回新株予約権は、行使価額を当初固定とし、当社取締役会により行使価額修正選択権の行使を決議した場合には、以降行使価額が株価に連動し修正されることとなります。行使価額修正選択権を付帯する場合、付帯しない場合と比べて商品性が複雑になるものの、株価上昇に伴う調達資金増額の余地をより大きく確保することができます。また、株価下落時に必要最低限の資金調達を行う余地を確保することができます。

(j) 下限行使価額が設定されていること

第12回新株予約権の行使価額は、行使価額修正選択決議がなされた場合、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前の金曜日における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額を基準として修正される仕組みとなっておりますが、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正さ

れることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、さらなる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

(k) 資本政策の柔軟性が確保されていること

本新株予約権には取得条項が付されているため、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合など、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の選択により、当社が停止指定を発することや、本新株予約権の発行価額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権を取得・消却することが可能であり、臨機応変な資金調達や、必要に応じてかかる取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることができます。

[デメリット]

(a) 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

(b) 株価低迷時に、資金調達額が減少及び権利行使がなされない可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に当初行使価額を下回り推移する状況では、資金調達額は当初想定していた金額を下回る額となる可能性や権利行使がされず資金調達できない可能性があります。但し、行使価額が下限行使価額を下回ることはありません。

(c) 株価の下落リスクがあること

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社普通株式の流動性も鑑みると、かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

(d) 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみ契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(3) 資金調達方法の選択理由及び他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程は後ろ倒しになることが一般的であることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。さらに、将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

今般の発行に際しては、本新株予約権の発行に加え本株式の発行が行われ、これにより発行と同時に資金を調達することができますが、本株式の発行のみで当社が必要とする資金の全額を調達すること

は困難であると考えております。

② 行使価額が固定された新株予約権及び行使価額修正選択権を付する新株予約権の組み合わせ

全ての新株予約権について行使価額修正選択権を付帯しない場合、本新株予約権の行使価額は株価にかかわらず常に一定であるため、株価が行使価額を上回った場合であっても、当初行使価額における調達資金の額を上回る資金調達を見込むことはできません。また株価が行使価額を下回って推移する場合には、資金調達そのものが進まない可能性があります。今般の発行に際しては、第11回新株予約権が行使価額が固定された新株予約権であります。第11回新株予約権の発行のみで当社が必要とする資金の全額を調達することは困難であると考えております。そのため、第11回新株予約権に加え、行使価額修正選択権を付する第12回新株予約権を発行することで、第12回新株予約権について行使価額修正選択決議がなされた場合、株価上昇時の調達資金増額余地及び株価下落時の資金調達余地の確保とのメリットを享受することができると考えております。

③ 新株予約権付社債（C B）

C Bは発行時点で必要額を確実に調達できるという点で今回のスキームよりもメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要となることと現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、M S C Bは相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造を採用する場合には、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様の利益になると考え、M S C Bも今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

④ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オフERING）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・オフERINGには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフERINGと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフERINGがありますが、コミットメント型ライツ・オフERINGについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にあり、また、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オフERINGについては、株主割当増資と同様、割当予定先である株主の応募率が不透明であり、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なのかの目処を立てることが非常に困難であることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑤ 借入・社債のみによる資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達金額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入余力が縮小する可能性があります。一般的に、負債による資金調達コスト（利息等）は資本による資金調達コスト（配当や1株当たり利益の希薄化等）と比較して低いと考えられておりますが、現時点では、かかる調達コストの低さよりも財務健全性の向上、借入による負債増加とのバランスを取ることが、重要であると考えております。したがって、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

| | |
|-------------|----------------|
| ① 払込金額の総額 | 3,145,025,000円 |
| ② 発行諸費用の概算額 | 86,989,138円 |
| ③ 差引手取概算額 | 3,058,035,868円 |

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本株式の発行価額の総額（306,500,000円）、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の発行価額の総額（23,775,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（2,814,750,000円）を合算した金額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額（第11回新株予約権：764.5円、第12回新株予約権：1,112円）で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。第12回新株予約権について、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
2. 発行諸費用の概算額は、本株式及び本新株予約権の発行に関する登記関連費用、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、財務アドバイザー費用（株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズ 本店所在地：東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー39階 代表取締役篠田 丈：60,037,938円）、評価算定費用、信託銀行費用及び特別委員会運営費用等の合計額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

当社は、以下4案件における資金確保を目的として、本株式及び本新株予約権の発行を決議いたしました。

本株式及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計3,058,035,862円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおりです。

| 具体的な使途 | 金額(百万円) | 支出予定時期 |
|---------------------------------------|---------|-----------------------|
| ① トリチウム分離技術開発事業 | 1,000 | 2022年10月～ 2023年11月 |
| ② 最先端テクノロジー企業への投資及び海外での販売による新たな市場創造事業 | 800 | 2022年9月～ 2025年8月 |
| ③ シーメンスヘルスケア社との最先端医療用車両に関わる協同事業 | 1,000 | 2023年3月～ 2024年3月 |
| ④ 在庫仕入資金 | 258 | 2022年9月～ 2022年11月 |
| 合計 | 3,058 | |

調達資金の使途の詳細は以下のとおりです。

① トリチウム分離技術開発事業

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力ホールディングス」といいます。）の公募「多核種除去設備等で浄化処理した水からトリチウムを分離する技術」については、創イノベーション及び慶應義塾大学と取り組んでおります。当該公募に対して東京電力ホールディングスから、「評価基準を満たすと判断しました。」との二次評価結果のご連絡をいただき、2022年5月16日には当社から東京電力ホールディングスに対して東京電力ホールディングス及び第三者による「フィージビリティスタディ」に関するプロセスについて「参加希望」の回答をし、「フィージビリティスタディ」が開始されております。現在、第2回募集の一次評価についての「二次評価後のプロセス」に基づき、要求されるフィージビリティスタディ（実行可能性調査）及び福島第一原子力発電所構外での小規模実証試験に必要な「実プラントへ拡張可能な1/100～1/10のスケールのオフサイトでの小規模実証試験」機に应用可能な、トリチウム分離技術実装プレパイロット装置の製造に着手しております。トリチウム分離原理実証用評価試験機については、慶應義塾大学理工学部大村研究室に設置し、実装技術に経験豊富な大村亮教授の指導の下で追加試験をすすめております。

トリチウム分離技術実装プレパイロット装置製作は、東京電力ホールディングスより依頼されている、二次評価の次のステップとなるフィージビリティスタディで求められる「提案社の技術能力および処理能力

達成可能性」、「廃棄物等」、「運用性」、「法令適合性等」及び「その他」の検討項目を明確にした実証試験に関する提案を行うことと、そのさらに次のステップとなる「福島第一原子力発電所構外における小規模実証試験」において、試験装置の円滑な動作を事前に検証することを目的としております。今回の調達する資金は、「福島第一原子力発電所構外における小規模実証試験」に備えるための実証試験に伴う研究開発費及び創イノベーションへの出資金（これまで60百万円出資しておりますが、まだ事業化の目途が立たない事から全額評価損計上しております。今後の追加出資として、現時点では30百万円を予定しておりますが、こちらに関しましても、事業化の目途が立たない状況が継続した場合、全額評価損計上となります。）として100百万円、トリチウム分離技術実装プレパイロット装置の作製費用として17百万円、福島第一原子力発電所構外における小規模実証試験装置の製作費用として883百万円、合計1,000百万円を予定しております。現時点で小規模実証試験装置の製作費用が確定していないため、今後発生する製作費用が予定額未満になった場合は差額を在庫仕入れ資金に充当いたします。また、予定額を超過した場合は、借入等により対応予定としております。

② 最先端テクノロジー企業への投資及び海外での販売による新たな市場創造事業

イスラエルのヘルスケア事業に関する情報を得ることを目的に、今回の調達する資金で、2022年9月以降、株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズから提案を受けたファンドである「アリスタゴラVCイスラエル・テクノロジーL.P.（ファンド）」（株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズが4共同経営者の1つの共同経営者です。）に1百万米ドル（円貨：140百万円相当）の投資を予定しております。イスラエルのヘルスケア事業における情報・技術を取得するために、「アリスタゴラVCイスラエル・テクノロジーL.P.（ファンド）」に投資することで同ファンドの出資先・出資候補先だけでなく、ファンドの共同経営者が接した全ての企業（年間数百社に及びます。）の情報を得られることで、効率的に情報収集が図れます。さらにその中から、当社の事業ニーズに適合する優良な企業との協業検討のための情報収集が可能になることから、「アリスタゴラVCイスラエル・テクノロジーL.P.（ファンド）」に投資することを予定しております。「アリスタゴラVCイスラエル・テクノロジーL.P.（ファンド）」から得られた情報に基づき、接触が始まった企業との関係が進捗し、アライアンスに向けた段階まで進んだ際には、協業先への投資を560百万円予定しております。その内訳については協業先への出資額として1百万米ドル（円貨：140百万円相当）、出資先における研究開発費の拠出、アライアンス等の諸費用として3百万米ドル（円貨：420百万円相当）の支出枠を設定する予定としております。また、本新株予約権の行使期間が2年にも関わらず、支出予定時期を3年としている理由は「アリスタゴラVCイスラエル・テクノロジーL.P.（ファンド）」の投資における、資金の拠出要請の期間は案件次第というところがありますが、現在の予想では3年ぐらいではないかと考えているため、こちらの期間に合わせ3年としております。仮に協業先への投資枠560百万円を充当しきれなかった場合、残りの金額に関しては協業先とのライセンス使用料等の輸入取引への充当を予定しております。イスラエルは第2のシリコンバレーとも呼ばれ最先端のイノベーションの研究開発を手掛けるハイテク企業が集積し、優良なスタートアップ企業も多数存在しております。特に、当社の事業領域であるヘルスケア事業における最先端テクノロジーでも世界トップレベルの水準にあり、既に、X線・エコ診療のAI診療、発達障がい者向けDX診療等を手掛ける企業も多数存在しております。

さらに、当社は、日本の最先端テクノロジーを搭載した原子力関連対策技術製品の海外での販売事業の拡充のため、マッハコーポレーション株式会社（本社：神奈川県横浜市 代表取締役 赤塚 剛文、以下「マッハコーポレーション」といいます。）に対して100百万円の出資を前提とした資本業務提携を予定しており、2022年6月に当社からマッハコーポレーション代表取締役赤塚剛文氏へ打診し、出資予定額については口頭にて了承いただいている状況となります。マッハコーポレーションが開発した耐放射線カメラは『はやぶさ』『はやぶさ2』等の宇宙人工衛星に搭載されているように、JAXA（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構）との共同開発である世界最高レベルの耐放射線CMOSセンサーを利用し、軽量かつ小型で耐久性に優れており、今後、国内外での原子力関連施設での活用が期待されています。また、2022年3月にはJAEA（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）に採用され、国内初の「CMOSセンサーを採用した耐放射線カメラシステム」が開発されております。また、当社においては2022年9月に、海外での最先端テクノロジー商品の販路拡大による国内外での新たな市場を創出するため、国際事業部を8月に設置しております。

③ シーメンスヘルスケア社との最先端医療用車両に関わる協同事業

シーメンスヘルスケア社が開発した最先端医療用車両「名称：Medical-ConneX（メディカル・コネクス）」6台の取得費用として総額1,000百万円を見込んでおります。

本件はシーメンスヘルスケア社との協同事業として、シーメンスヘルスケア社がMRI装置、CT装置や超音波診断装置、免疫・生化学分析装置などの検体検査機器、100KVAの発電機、検体検査関連機器、管理薬品・試薬保管用冷蔵庫を搭載した最先端医療用車両を開発・製造し、当社が主となり、シーメンスヘルスケア社と共同で、「出向く医療」というテーマを掲げ、病院・自治体等に車両のレンタル事業と販売事業に取り組み、様々な社会課題を解決していきます。最先端医療用車両には当社のロゴが入ることで当社の宣伝効果を期待するものでもあります。

当該共同事業の展開により、有事の「災害医療」、平時の「へき地・離島医療」・「発熱外来」・「訪問高度健康診断」等のサービスの提供等の幅広い医療サービスの提供が可能になります。「災害時医療」分野では、大災害発災に出動し、医療崩壊したエリアでも検査車両、電源車両に出動より病院としての機能を果たすことが可能になります。また、平時の活用も汎用的にできるため、費用対効果の高い先進的医療モビリティとして、医師不足などによる大きな社会課題となっている「へき地・離島医療」に対しても高度な医療機器を搭載したモビリティの出動により『出向く医療』の実現が可能になります。さらに、「訪問高度健康診断」として、CT・MRI・検体検査等の高度で精密な健康診断・人間ドックの出張サービスでの事業化のサポートが可能になります。「発熱外来」分野でも感染症対策の一環として、パンデミック発生時には、感染の疑いのある患者を建屋外で対処することで、感染拡大防止に貢献できます。

シーメンスヘルスケア社との協同事業である最先端医療用車両の運用を通じて、世界で初めてとなる最先端医療機器を搭載した移動型医療ソリューションを実現することで、新時代の「ヘルスケアモビリティ」を活用したサービスを構築し、新たな医療業界における新市場を創造してまいります。

④ 在庫仕入資金

新型コロナウイルスの発生から、現在まで約2年半が経過する中、国内の感染者数は継続して増減を繰り返しており、依然として不透明な状況が続いております。足元の状況としましても国内の感染者数は7月に入り再拡大しており、専門家からは「第7波」に入ったと見解が示されている状況です。このような状況の中、当社で取り扱っている抗原検査キット等の商材に関しまして、継続して需要が堅調な状況にございます。現在の受注状況から、今後も堅調に注文を頂く受注計画を立てております。また商材の特性からお客様に対して迅速な対応も求められるため、ある一定量の抗原検査キット等の商材の在庫確保が必須となっております、この在庫仕入資金として258百万円を予定しております。

本株式会社による調達金額は発行時に確定しますが、まず④在庫仕入資金に充当いたします。本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計2,814,750,000円となる予定であり、本新株予約権により調達する資金は、②最先端テクノロジー企業への投資及び海外での販売による新たな市場創造事業、①トリチウム分離技術開発事業、③シーメンスヘルスケア社との最先端医療用車両に関わる協同事業の順序で充当する予定としております。第12回新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。なお、調達資金が不足した場合には、必要に応じて、調達コストも勘案しつつ金融機関からの短期借入等の追加での資金調達により賄うことも検討する予定であり、調達資金が超過した場合には在庫仕入資金として充当することを想定しております。上記のとおり、今回のスキームでは調達資金が不足した場合に追加の資金調達を検討する必要性が生じますが、当社としては、かかる事態においても、今回の資金調達により当社の株主資本が増すことで財務健全性が改善することも鑑みると、金融機関から追加で必要となる資金を調達することは可能であると判断しております。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本スキームにより調達する資金を①トリチウム

分離技術開発事業、②最先端テクノロジー企業への投資及び海外での販売による新たな市場創造事業、③シーメンスヘルスケア社との最先端医療用車両に関わる協同事業及び④在庫仕入資金に充当することで、今後の成長分野への投資を実現していくとともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。よって、当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものと考えており、本株式及び本新株予約権による資金調達資金使途については当社の既存株主の皆様への利益に資する合理性があるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

① 本株式

本株式の発行価額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日（2022年8月24日）までの3ヶ月間（2022年5月25日から2022年8月24日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値から90%を乗じた金額である613円（円未満切上げ。以下、株価の計算について同様に計算しております。）といたしました。

まず、本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日までの3ヶ月間の当社普通株式の終値平均値を基準とすることとしたのは、割当予定先との価格交渉においては、当社普通株式の市場価格の変動幅が相応に大きい傾向にあったことから（直前取引日までの2022年の年初来安値502円、年初来高値900円）、本株式の発行価額の算定方法として、直前取引日という特定の日の株価を使用することに替えて、平均株価という平準化された値を参考とすることが、短期的な株価変動の影響などの要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると割当予定先より提案され、当社が受諾したことによります。実際、当社普通株式の市場価格は、2022年1月4日の終値において809円であった株価が2022年1月中旬に下落（同月19日の終値555円）した後、2022年3月上旬にかけて上昇し、年初来高値（同月4日の900円）に達しました。その後、2022年5月中旬にかけて下落し、年初来安値（同月13日の502円）となり、2022年6月初旬にかけて上昇（同月9日の終値640円）したものの、2022年6月中旬にかけて下落（同月20日の終値527円）後、7月下旬にかけて再度上昇（同月19日の終値818円）し、8月下旬にかけて再度下落（同月22日の終値672円）するなど、短期間に大きく変動しております。

当社は、本株式の発行価額の算定方法の決定にあたり、割当予定先との間で、当社の業績動向や財務状況等を検討し、当社普通株式の流動性や近時の株価及びそれらの形成過程の分析等をも勘案しながら、真摯に協議交渉いたしました。その結果、当社といたしましては、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映しているものの、当社の業績動向、財務状況及び上記の株価動向等を前提とすると、割当予定先が本第三者割当増資を含む本新株式の発行で保有することとなる当社普通株式の数量を負担することになるリスクに一定程度の配慮をせざるをえず、また、資金調達の必要性、及び現時点において当社普通株式の第三者割当を含めた資金調達方法を提案している過去に同様の資金調達方法に応じている投資家が割当予定先のみであることを念頭におくと、協議交渉の中で示された本株式の発行価額の算定方法として、直前取引日という特定の日の株価を使用することに替えて、平均株価という平準化された値を参考とすることが、短期的な株価変動の影響などの要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であり、取締役会決議の前営業日までの3ヶ月間の当社普通株式の終値平均値に90%を乗じた金額を基準とするとの要望を一定程度受け入れざるをえないものと判断し、上記の本株式の発行価額の算定方法といたしました。

なお、当該払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2022年8月24日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である695円に対しては11.80%のディスカウント（小数点第3位四捨五入。ディスカウント率の計算について以下同じです。）、同直前営業日までの1ヶ月間（2022年7月25日から2022年8月24日まで）の東京証券取引所の終値である733.9円に対しては16.47%のディスカウント、同直前営業日までの6ヶ月間（2022年2月25日から2022年8月24日まで）の東京証券取引所の終値である686.5円に対しては10.71%のディスカウントとなります。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にいう「取締役会決議の直前日の価額を勘案しない理由及び払込金額を決定するための期間を採用した理由」は上記のとおりであり、当該払込金額の決定は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠した方法によることに

加え、上記記載の各事情に照らして、当該払込金額は割当予定先にとって特に有利なものではないと判断しております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関（ストックオプションアドバイザーサービス株式会社、代表取締役：加陽 麻里布、住所：東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号 合人社東京永田町ビル6階）（以下「ストックオプションアドバイザーサービス」といいます。）に依頼しました。ストックオプションアドバイザーサービスと当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

ストックオプションアドバイザーサービスは、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の第 11 回新株予約権引受契約及び第 12 回新株予約権引受契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、ストックオプションアドバイザーサービスは、評価基準日（2022 年 8 月 24 日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社普通株式の株価（695 円）、ボラティリティ（49.99%）、権利行使期間（2 年間）、リスクフリーレート（-0.091%）、配当率（0%）、市場リスクプレミアム（8.7%）及びクレジット・コスト（24.62%）等）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、ストックオプションアドバイザーサービスが上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を、第 11 回新株予約権は当該評価額と同額である 765 円、第 12 回新株予約権は当該評価額と同額である 820 円としました。

また、本新株予約権の行使価額は、第 11 回新株予約権は、当初、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2022 年 8 月 24 日）の当社普通株式の普通取引の終値の 110%に相当する金額である 764.5 円とし、第 12 回新株予約権は、当初、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2022 年 8 月 24 日）の当社普通株式の普通取引の終値の 160%に相当する金額である 1,112 円とするとともに、その後の第 12 回新株予約権の行使価額も、修正日に、修正日の直前の金曜日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額である 556 円を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、当初行使価額の 50%に相当する金額で設定されており、最近 6 ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。

当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたって、ストックオプションアドバイザーサービスが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、ストックオプションアドバイザーサービスの算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で決定されているため、本新株予約権の発行価額は、特に有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

当社監査等委員会の意見として、2022 年 8 月 25 日付で、当社取締役会に対して、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本株式の発行価額は、当社の普通株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準とし、当社の置かれた事業環境及び業績動向や株価推移を勘案して、割当予定先と協議の上で決定されており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものであり、割当予定先にとって、特に有利な金額には該当せず適法である旨、また、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を表明しております。

(i) 第 11 回新株予約権及び第 12 回新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価

値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、ストックオプションアドバイザーサービスがかかる専門知識・経験を有すると認められること

- (ii) スtockオプションアドバイザーサービスと当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないので、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- (iii) 当社取締役がそのようなストックオプションアドバイザーサービスに対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- (iv) スtockオプションアドバイザーサービスから当社実務担当者及び監査等委員への具体的な説明が行われたうえで、評価報告書が提出されていること
- (v) 第 11 回新株予約権及び第 12 回新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、ストックオプションアドバイザーサービスの評価報告書を参考にしつつ当社実務担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- (vi) 第 11 回新株予約権及び第 12 回新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社の法律顧問から当社の実務担当者に対して説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が実務担当者から第 11 回新株予約権の発行を担当する取締役になされていること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本株式発行による新規発行株式数 500,000 株（議決権数 5,000 個）に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 3,000,000 株（議決権数 30,000 個）を合算した株式数は 3,500,000 株（議決権数 35,000 個）であり、これに係る希薄化率は、2022 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数 10,303,600 株及び議決権数 102,233 個を分母とした場合、33.97%（議決権ベースの希薄化率は 34.24%）に相当します。そのため、本株式及び本新株予約権の発行により、当社普通株式に相当の希薄化が生じることになります。

しかしながら、今般の資金調達により、当社における継続した業績の黒字化達成とともに、さらなる収益を向上させるため、当社の事業展開による短期から中長期的な収益向上を確実なものとするところから、本株式及び本新株予約権の発行は、中長期的な視点で見れば、既存株主の利益にも資するものと判断しております。また、①本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数 3,000,000 株に対し、当社普通株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たりの平均出来高は 321,198 株（2022 年 8 月 24 日現在）であり、一定の流動性を有していること、②当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であること、かつ③上述のとおり、既存株主の利益に資するものであると考えていることから、本株式及び本新株予約権の発行は必要な施策であると考えております。

これらを総合的に検討した結果、今回の発行数量及びこれによる株式の希薄化の規模並びに流通市場への影響はかかる目的達成の上で、やむを得ないものと判断いたしました。

なお、本第三者割当により、希薄化率が 25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である弁護士の仁科秀隆氏（中村・角田・松本法律事務所）、当社社外取締役である岡山愛氏及び当社社外取締役兼独立役員であり監査等委員である三橋信一郎氏の 3 名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置いたしました。同委員会は本第三者割当の必要性及び相当性につき検討し、「10. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、本株式及び本新株予約権の発行につき、必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、本株式及び本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

【LMA】（注 1）

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | 名 | 称 | Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund |
|---|---|---|---|

| | | | |
|---|---------------------|---|---|
| ② | 所在地 | PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands | |
| ③ | 設立根拠等 | ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社 | |
| ④ | 組成目的 | 投資 | |
| ⑤ | 組成日 | 2013年3月11日 | |
| ⑥ | 出資の総額 | 約192百万米ドル(2022年6月30日時点) | |
| ⑦ | 出資者・出資比率・ 出資者の概要 | Long Corridor Alpha Opportunities Feeder Fund, 100% | |
| ⑧ | 業務執行組合員の概要 | 名称 | Long Corridor Asset Management Limited |
| | | 所在地 | Unit 3609, AIA Tower, 183 Electric Road, North Point, Hong Kong SAR |
| | | 代表者の役職・氏名 | ディレクター: James Tu |
| | | 事業内容 | 投資 |
| | | 資本金 | 1億4,143万7,765円(注2) |
| ⑨ | 国内代理人の概要 | 名称 | 該当ありません。 |
| | | 所在地 | 該当ありません。 |
| | | 代表者の役職・氏名 | 該当ありません。 |
| | | 事業内容 | 該当ありません。 |
| | | 資本金 | 該当ありません。 |
| ⑩ | 当社と当該ファンドとの間の関係 | 当社と当該ファンドとの間の関係 | 該当ありません。 |
| | | 当社と業務執行組合員との間の関係 | 該当ありません。 |
| | | 当社と国内代理人との間の関係 | 該当ありません。 |

【MAP246】(注1)

| | | | |
|---|---------------------|---|---|
| ① | 名称 | MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC | |
| ② | 所在地 | Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands | |
| ③ | 設立根拠等 | ケイマン諸島法に基づく分離ポートフォリオ会社(Segregated Portfolio Company)の分離ポートフォリオ(Segregated Portfolio) | |
| ④ | 組成目的 | 投資 | |
| ⑤ | 組成日 | 2019年8月11日 | |
| ⑥ | 出資の総額 | 開示の同意を得られていないため、記載していません。(注3) | |
| ⑦ | 出資者・出資比率・ 出資者の概要 | 開示の同意を得られていないため、記載していません。(注3) | |
| ⑧ | 業務執行組合員の概要 | 名称 | Long Corridor Asset Management Limited |
| | | 所在地 | Unit 3609, AIA Tower, 183 Electric Road, North Point, Hong Kong SAR |
| | | 代表者の役職・氏名 | ディレクター: James Tu |
| | | 事業内容 | 投資 |
| | | 資本金 | 1億4,143万7,765円(注2) |
| ⑨ | 国内代理人の概要 | 名称 | 該当ありません。 |
| | | 所在地 | 該当ありません。 |
| | | 代表者の役職・氏名 | 該当ありません。 |

| | | |
|-------------------|------------------|----------|
| | 事業内容 | 該当ありません。 |
| | 資本金 | 該当ありません。 |
| ⑩ 当社と当該ファンドとの間の関係 | 当社と当該ファンドとの間の関係 | 該当ありません。 |
| | 当社と業務執行組合員との間の関係 | 該当ありません。 |
| | 当社と国内代理人との間の関係 | 該当ありません。 |

- (注) 1. 当社は、①LMA、MAP246及びLCAM、②LMA及びMAP246の出資者及びディレクター、並びに③LCAMのディレクター（以下「割当予定先関係者」と総称します。）が、反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、第三者調査機関である東京エス・アール・シー株式会社（東京都目黒区 代表取締役 中村勝彦）に調査を依頼しました。その結果、割当予定先関係者について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係の有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。
2. 金額は便宜上、2022年7月29日現在の外国為替相場の仲値である1香港ドル=17.15円（株式会社三菱UFJ銀行公示仲値）に換算の上、小数点第1位を四捨五入しております。
3. 割当予定先であるMAP246に関する出資額及び主たる出資者及び出資比率の開示については、当社からMAP246に要請をしましたが、MAP246からは出資者との守秘義務契約により開示出来ないとの回答を頂いたため、記載しておりません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載した資金用途に充当するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。当社の足元の状況として、事業領域におけるM&Aや海外での事業展開、資本市場での資本政策、事業資金に関わる資金調達等と様々な課題に直面する中、株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズからアドバイスを受けておりました。株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズのこれまでの実績（グローバル・スタンダードを知り尽くしている点）及び今後の当社の方向性（日本だけでなく、海外企業とのアライアンス及び海外市場への参入や資金調達）等の課題を解決するためには、当社にとって、最適最良な財務アドバイザーとの結論に至り、2022年5月1日に財務アドバイザーとして指名いたしました。そのような中で、株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズに対してリスク許容度が高く、投資に対して柔軟性を有し、当社の事業及び状況へ適切な理解を示すことが可能である国内外機関投資家の選定を依頼したところ、当社が必要とする金額を調達する上で、当社のおかれた状況に最も適した条件を提示できる可能性が高い海外機関投資家として2022年6月1日にLCAMの紹介を受け、LCAMが運用を行っているLMA及びMAP246による株式及び新株予約権の第三者割当増資の提案を受けました。当該提案については、①普通株式による当初の資金調達額が限られていることや、②2種類の行使価額の異なる新株予約権による資金調達であり、第11回新株予約権については、株価が固定行使価額を下回った場合に新株予約権の行使が進まなくなる可能性がある等のデメリットがありますが、当初に一定金額の資金調達が可能であること、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（2）本スキームの特徴」のとおり、特に第11回新株予約権は、行使価額が固定されており、既存株主に与える株式価値の希薄化に配慮した株価下落のリスクが低減された方法であることなど、既存株主の利益に配慮しつつ必要資金を調達して中長期的に企業価値の向上を目指すという当社のニーズを充足し得るものと判断したことから、LCAMとして選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先は、純投資を目的としており、本株式及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、割当予定先が株価の推移の状況を適宜判断した上、本株式及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当

社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しております。

割当予定先による本新株予約権の行使については、下記の「(6)その他」記載の措置に基づいて行われます。

なお、本新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要するものとなっております。取締役会の決議により当社の承認をもって本新株予約権の譲渡が行われる場合には、事前に譲受人の本人確認・反社会的勢力でないことの確認、行使の払込原資確認、本新株予約権及びその行使により取得する当社普通株式の保有方針の確認、第11回新株予約権引受契約及び第12回新株予約権引受契約上の本新株予約権の行使制限条項について譲受人が引き継ぐことを確認し、当社取締役会で本新株予約権の譲渡が承認された場合は、その内容を開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先のうちLMAについて、2021年12月期のErnst & Youngによる監査済み財務書類及びLMAの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2022年6月30日又は2022年7月1日現在における残高証明書を確認しております。また、LMAより資金拠出を確約する「コミットメントレター」を受領しております。当社は、LMAの財務書類に記載されるキャッシュフロー上の入出金の金額及びLMAの残高証明書を確認することにより、LMAが現在運用している資金の残高を確認いたしました。また、「コミットメントレター」を確認することにより、LMAが払込みに必要な資金を拠出する旨を確約していることを確認いたしました。

同様に、当社は、割当予定先のうちMAP246について、2021年12月期のGrant Thorntonによる監査済み財務書類及びMAP246の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2022年6月30日又は2022年7月1日現在における残高証明書を確認しております。また、MAP246より資金拠出を確約する「コミットメントレター」を受領しております。当社は、MAP246の財務書類に記載されるキャッシュフロー上の入出金の金額及びMAP246の残高証明書を確認することにより、MAP246が現在運用している資金の残高を確認いたしました。また、「コミットメントレター」を確認することにより、MAP246が払込みに必要な資金を拠出する旨を確約していることを確認いたしました。

したがって、本株式及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

(6) その他

当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法による届出の効力発生後に、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」記載の内容を定める第12回新株予約権引受契約を締結いたします。また、第12回新株予約権引受契約においては、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の規定に基づき、下記の内容についても合意する予定であります。

<割当予定先による行使制限措置>

以下に定める期間又は場合を除き、割当予定先は、制限超過行使を行うことができず、当社は、割当予定先による制限超過行使を行わせません。「制限超過行使」とは、第12回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる当社普通株式数が第12回新株予約権の払込期日時点における上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る第12回新株予約権の行使をいいます。

- (1) 当社普通株式が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等（以下「合併等」といいます。）が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間
- (2) 当社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止される

- ことが公表された時までの間
- (3) 東京証券取引所において当社普通株式が監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間
- (4) 第12回新株予約権の行使価額が2022年8月25日の東京証券取引所の売買立会における当社普通株式の終値以上の場合

割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような第12回新株予約権の行使を行わないことに同意し、第12回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、第12回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

割当予定先は、第12回新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させます。

8. 大株主及び持株比率

| 募集前（2022年3月31日現在） | |
|---|--------|
| 株式会社タイズコーポレーション | 12.90% |
| 株式会社SBI証券 | 8.90% |
| 株式会社ユニ・ロッド | 7.23% |
| 株式会社ジェンス | 6.50% |
| 立花証券株式会社 | 2.15% |
| 株式会社フロス | 1.36% |
| GMOクリック証券株式会社 | 1.05% |
| BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行 東京支店) | 1.04% |
| 株式会社きずな | 0.97% |
| ハウス建装株式会社 | 0.80% |

- (注) 1. 本株式及び本新株予約権について、割当予定先との間で長期保有を約していないため、募集後の大株主及び持株比率を記載しておりません。
2. 持株比率は発行済株式総数（自己株式を含みます。）に対する比率を記載しております。また、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。
3. 募集前の持株比率は、2022年3月31日現在の株主名簿上の株式数を基に算出しております。

9. 今後の見通し

本株式及び本新株予約権の発行による当期（2022年9月期）の業績に与える影響は現在精査中であり、なお、将来の業績に変更が生じる場合には、適宜開示を行う予定です。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本株式の発行に係る新規発行株式数500,000株に係る議決権数5,000個と、本新株予約権の目的である株式の総数3,000,000株に係る議決権数30,000個を合算すると議決権数は35,000個となり、当社の総議決権数102,233個（2022年3月31日現在）に占める割合が34.24%と25%以上となります。

本第三者割当については、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きを要します。当社は、本第三者割当について、株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでに日程を要すること、また、臨時株主総会を開催した場合、相応のコストを伴うことから、これらを総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である弁護士仁科秀隆氏（中村・角田・松本法律事務所）、当社社外取締役である岡山愛氏及び当社社外取締役兼独立役員であり監査等委員である三橋信一郎氏の3名によって構成される本特別委員会に対し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を求め、2022年8月24日付で大要以下を内容とする意見書を取得しております。

(意見の概要)

(1) 意見

本第三者割当には、必要性及び相当性が認められる。

(2) 意見の理由

① 必要性

(i) 本第三者割当を実施する理由・背景

本第三者割当の理由・背景については、株式会社イメージワン（以下「イメージワン」という。）の中期経営計画や過去の業績の実績と照らしても矛盾するところがなく、合理的な根拠に基づいているものと認められる。また一般的に最先端テクノロジーを活用した事業領域の拡大及び事業の多様化により新たな市場を創造することは、上場会社の経営陣が多数の株主からの付託に応えるために採る選択として合理的である。実際、イメージワンは中期経営計画において、2022年9月期からは営業利益ベースでプラスに転じることを掲げており、本第三者割当は、こうした中期経営計画の実現のために必要となる事業成長戦略の推進に向けられたものであるから、合理的な資金調達必要性に基づくものと認められる。

(ii) 資金使途の合理性

トリチウム分離技術開発事業については、イメージワン及び創イノベーションが東京電力ホールディングス株式会社の公募「多核種除去設備等で浄化処理した水からトリチウムを分離する技術」に応募していることやその進捗状況について、2021年9月以降、逐次に亘って開示がされている。そしてトリチウム分離技術実装プレパイロット装置の製作については2022年3月23日付の取締役会で決議され、同月28日付で開示されており、当該開示文書の中で、その後は「福島第一原子力発電所構外における小規模実証試験」が予定されていることも開示済みである。

このように、トリチウム分離技術開発事業について、今後、プレパイロット装置制作等の費用が生じることは、過去のイメージワンの開示の内容とも整合的であり、また今回想定されている金額である1,000百万円についても、不合理な点は見当たらない。

次に最先端テクノロジー企業への投資及び海外での販売による新たな市場創造事業については、イメージワンがヘルスケアソリューションと地球環境ソリューションを事業の2つの柱としている中で、メディカルシステム事業については、従前のPACS関連事業や電子カルテ事業だけでは成長には限界があり、さらに事業としての付加価値を高める必要がある。このような中で、イメージワンの中期経営計画においても、メディカルDX事業が今後の事業の軸足として期待される事業であることが記載されている。

そのため、このようなメディカルDX事業について、日本よりも進んだ技術を有する海外の企業とのアライアンスを行うことは合理的な根拠に基づいており、そのための資金調達を行うことにも合理性が認められる。また今回想定されている金額である800百万円についても不自然な点は見当たらない。

続いてシーメンスヘルスケア社との最先端医療用車両に関わる協同事業については、2022年1月31日付で同社とイメージワンが基本合意書を締結したことが開示されているほか、イメージワンの中期経営計画においても、Medical-ConneXを活用した事業展開を行うことが開示されている。

このように、シーメンスヘルスケア社との協同事業は、イメージワンにおいても今後の事業にとって重要な位置づけを有するものであるが、この事業が具体的に進展し、最先端医療用車両を調達する必要性が生じているのであるから、そのための資金調達を行うことは、事業成長戦略の推進のための資金調達として、合理性を見いだすことができる。また今回想定されている金額である1,000百万円についても、既に発注済みである最先端医療用車両の金額に基づいて計算されたものであり、合理的な算出であると考えられる。

最後に在庫仕入資金については、新型コロナウイルスの国内感染者数が第7波に入り、連日過去最高の感染者数が報告されていること、及び抗原検査キット等の商材に関して需要が急増し、日本全体で逼迫状態にあることは、報道機関においても報道されておりである。そしてイメージワンにおいては、こうしたメディカルサプライ事業が、PCR検出試薬や抗原検査キット等の受注活動により、予算を売上高にして約670百万円上回っており、業績に大きく寄与していることが認められる。

このことからすれば、今後も堅調に続く予想される受注計画をもとに、需要に対して迅速な対応も求められるため、ある一定量の抗原検査キット等の商材の在庫確保をするべく、この在庫仕入れ資金の資金調達を行うことは、現在好調に推移している事業をさらに成長させるための資金調達であり、合理的な予測・根拠に基

づくものであるといえる。また今回想定されている金額である 258 百万円についても、現在の抗原検査キット等の商材の価格に基づいて計算されたものであるから、合理的な算出であると考えられる。

(iii)小括

第三者割当を実施する理由・背景に関するイメージ ワンの説明には不合理な点は見当たらない。また本第三者割当による手取金の資金使途の項目及びその金額並びに支出時期の予定に関するイメージ ワンの説明についても、過去のイメージ ワンの開示内容と照らしても矛盾するところは見当たらない。そのため、本第三者割当による手取金を、資金使途として記載された項目に用いることは、イメージ ワンの企業価値の向上という合理的な目的に基づくものであると認められる。

また、資金使途については、それぞれ、いずれも具体的な必要金額や具体的な支出時期が念頭に置かれて検討が行われており、合理的な推計に基づくものと認められる。

本第三者割当は、イメージ ワンの課題解決に資するものであって、必要性が認められる。

② 相当性

(i)他の資金調達手段との比較

(ア)他の方法による増資との比較

イメージ ワンが資金調達手段として採り得るものとして、増資の中でいえば、まず公募増資が挙げられる。しかし、ロシアによるウクライナ侵攻等の状況下で日本の株式市場が不安定な状況にあることは、2022 年 4 月以降に新規上場銘柄が大幅に落ち込んでいることからしても明らかである。そのため、公募増資を行うとしても現在の時価に近い金額で必要額の調達ができるかは定かではなく、既存株主の利益に悪影響を与える結果となる可能性も否定できない。

また株主割当増資については、株主のどの程度が増資の引受けに応じるのか合理的な予測が困難であるから、資金調達の確実性という観点からは採用しにくい方式である。

さらに、本第三者割当のように本株式と本新株予約権に分けることなく、必要調達額全体を株式の第三者割当で賄うことも理論的にはあり得るが、実際にはそのような割当を引き受ける意向を示している者は存在しないから、そのような理論的な可能性に過ぎない他の選択肢があることをもって本第三者割当の相当性を否定する理由にはならない。確かに、イメージ ワンからみれば、株式のみの新規発行の方が、資金が確実に調達できるというメリットがあり、新株予約権の場合は株式と比べて資金調達の確実性という意味で見劣りする部分があることを否定することはできない。しかし、上記①必要性で述べたとおり、イメージ ワンに総額 3,058 百万円に上る資金調達の必要性が認められ、また、将来、機動的に対応することができるようにするために、現段階で新株予約権の形式も併せて資金調達を実施することも、不合理とはいえない。

なお、第 12 回新株予約権については、一定の期間を除き、割当予定先は、制限超過行使を行うことができず、イメージ ワンは、割当予定先による当該制限超過行使を行わせないこととしている。これにより、本第三者割当により発行される本新株予約権の行使を通じたイメージ ワンの株式が短期間に大量に発行・譲渡されることによる大幅な株価下落の抑制も図られている。

(イ)増資以外の方法との比較

増資以外の方法として、まず本新株予約権を、全て第 11 回新株予約権のように行使価額を固定した新株予約権とする方法も考えられるが、実際にはそのような割当を引き受ける意向を示している者は存在しない上、そのような方法で新株予約権を発行すると、将来的に株価が下がった場合には、新株予約権が行使されない結果、一切資金調達ができないこととなり、資金調達の確実性を損ねてしまう。本新株予約権のうち第 12 回新株予約権は、株価下落時の資金調達余地を確保しつつ、株価が上昇した場合も行使価額を上方修正して調達資金を増額させる余地が確保されているから、行使価額を固定した新株予約権とする方法よりもバランスの取れた資金調達方法であるといえる。

このほか、新株予約権付社債(CB)については、イメージ ワンは、発行後に転換が進まない場合には、イメージ ワンの負債額を増加させて財務体質に悪影響を及ぼす上、償還時点で多額の資金流出が起きることになるので採用しなかったとのことであり、合理的な理由に基づく不採用であるといえる。またMSCBについては、イメージ ワンは、資金調達の確実性はあるものの、どの程度の希薄化が生じるのかが発行時点で不明であることもあり、既存株主のデメリットが大きいから採用しなかったとのことであり、これも既存株主の

利益保護の観点からは合理的な選択である。

続いてライツ・オフリングについては、コミットメント型ライツ・オフリングについては実績が少ない手法である上、実際に引き受け手が存在するわけでもないから、現実的な採用可能性に乏しい。またノンコミットメント型ライツ・オフリングについては、上記(ア)で述べた株主割当増資と同様の問題点があるから、これを採用しないというイメージワンの判断にも合理性が認められる。

最後に借入又は社債のみによる資金調達、イメージワンは、イメージワンの財務健全性を低下させ、今後の借入余力を縮小させる可能性があることから採用しなかったとのことであり、直近でイメージワンが営業利益ベースで損失を出している状況にあることからすると、このような判断も合理的であると考えられる。

(ウ)小括

現状のイメージワンの置かれた状況に鑑み、上記のようなイメージワンの説明内容に、認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点も見当たらないため、特別委員会としては、他の資金調達手段との比較という観点において、本第三者割当の相当性が認められると考える。

(ii)割当予定先の選定理由及び払込みの確実性

(ア)割当予定先の選定理由

特別委員会は、イメージワンが割当予定先を選定した理由について、イメージワンから、資金使途に充当するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してきたところ、イメージワンの財務アドバイザーである株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズから、イメージワンが必要とする金額を調達する上で、イメージワンのおかれた状況に最も適した条件を提示できる可能性が高い海外機関投資家としてLCAMの紹介を受け、割当予定先による株式及び新株予約権の第三者割当増資の提案を受けた旨、及び当該提案については、(i)普通株による当初の資金調達額が限られていることや、(ii)株価が新株予約権の行使価額を下回った場合に新株予約権の行使が進まなくなる可能性がある等のデメリットがあるが、当初に一定金額の資金調達が可能であること、特に第11回新株予約権は行使価格が固定されており、既存株主に与える株式価値の希薄化に配慮した株価下落のリスクが低減された方法であることなど、既存株主の利益に配慮しつつ必要資金を調達して中長期的に企業価値の向上を目指すというイメージワンのニーズを充足し得るものと判断したことから、割当予定先を選定したとの説明を受けた。

また、イメージワンは割当予定先関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関に調査を依頼し、その結果、割当予定先関係者について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はなかった。以上のことから、イメージワンは割当予定先が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出している。

上記のような割当予定先の選定の経緯及び反社会的勢力に該当しないことの確認については、不合理な点は見当たらず、イメージワンが本第三者割当の引受先として割当予定先を選定したことは、相当と認められる。

(イ)払込みの確実性

イメージワンは各割当予定先について、(i)監査済み財務書類及び(ii)保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの残高証明書を確認しているほか、(iii)割当予定先から資金拠出を確約する「コミットメントレター」を受領した。

その上でイメージワンは、割当予定先の財務書類に記載されるキャッシュフロー上の入出金の金額及び割当予定先の残高証明書を確認することにより、割当予定先が現在運用している資金の残高を確認した。さらに、割当予定先が提出した「コミットメントレター」を確認することにより、割当予定先が払込みに必要な資金を拠出する旨を確約していることを確認した。

以上のような確認を経て、イメージワンは、本株式及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断したものであり、その判断に不合理な点は見当たらない。

したがって、払込みの確実性の観点からも、割当予定先の選定についての相当性が認められる。

(iii)発行条件の相当性

(ア)本株式について

本件について検討すると、本株式の払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日(2022年8月24日)までの3ヶ月間(2022年5月25日から2022年8月24日まで)の東京証券取引所におけるイメー

ジ ワン普通株式の終値平均値から 10%ディスカウント（円未満切り上げ）されたものである。このような払込金額となった経緯については、イメージ ワンによれば、割当予定先との価格交渉において、イメージ ワン普通株式の市場価格の変動幅が相応に大きい傾向にあったことから、本株式の発行価額の算定方法として、直前取引日という特定の日の株価を使用することに替えて、平均株価という平準化された値を参考とすることが、短期的な株価変動の影響などの要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると割当予定先より提案され、イメージ ワンが受諾したことによることである。

この点については、割当予定先が大規模な金額での本第三者割当を引き受ける以上、割当予定先はイメージ ワンについて相当程度のリスクを引き受けることになるから、発行価額について相応のディスカウントが行われることは不合理では無く、そのディスカウント率も、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に合致しており、特段不合理なものでは無いと考えられる。

またイメージ ワンが、本第三者割当の発行価額を決定するに当たり、イメージ ワンの取締役会決議日の直前営業日という特定の日の株価を使用することに替えて、平均株価という平準化された値を参考としたのは、直近の株価が現時点におけるイメージ ワンの客観的企業価値を適正に反映しているものの、イメージ ワンの業績動向、財務状況及び株価動向等を前提とすると、割当予定先が負担するリスクに一定程度の配慮をせざるをえず、また、資金調達必要性、及び現時点においてイメージ ワン普通株式の第三者割当を含めた資金調達方法を提案している過去に同様の資金調達方法に依拠している投資家が割当予定先のみであることも踏まえたものことである。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」は、上記のとおり、最長6ヶ月の期間を遡った日からの平均価額をベースとすることも認めているところ、その際には、取締役会決議の直前日の価額を勘案しない理由及び払込金額を決定するための期間を採用した理由を述べる事が求められる。そしてこの点について、イメージ ワンからは、短期的な株価変動の影響などの要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であるという理由が述べられており、これらはイメージ ワンの市場株価の推移に照らしても合理性が認められるほか、本第三者割当を実施する必要性に鑑みれば、イメージ ワンと割当予定先との真摯な交渉の結果として出てきた割当予定先からの要望をイメージ ワンが一定程度受け入れることにも合理性があると考えられる。

以上より、本株式の払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に沿ったものであるから、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日の終値からみたディスカウント率が約 12%であるという事実を踏まえてもなお、相当であって有利発行には該当しないものと考えられる。

(イ) 本新株予約権について

本件についてみると、イメージ ワンは本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を、イメージ ワン及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関であるストックオプションアドバイザーサービスに依頼した。これを受けて同社は、イメージ ワンに提出した本評価報告書において、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施している。

またストックオプションアドバイザーサービスは、本評価報告書において評価を行うにあたり、評価基準日の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮して、各種パラメータ（イメージ ワン普通株式の株価、ボラティリティ、権利行使期間、リスクフリーレート、配当率、市場リスクプレミアム及びクレジット・コスト等）に一定の前提を置いているが、こうしたパラメータの採用理由は、客観的な根拠や、一般的に当該パラメータにおいて評価実務上引用される統計資料に基づくものであり、採用されたパラメータに不自然な点は見当たらない。

なお、本新株予約権について、割当予定先と締結する引受契約において、イメージ ワンは、本新株予約権の行使期間中、随時、何回でも、引受人に対して、行使停止期間を定めることができるものとされているが、本評価報告書においては、かかる行使停止期間の実施については、定量的把握が困難であるため、加味されていない。しかし、当該行使停止期間は、イメージ ワンの判断で新株予約権者による行使を停止するものであり、オプションの評価を下げる要素になりこそすれ、上げる要素になることはないから、かかる条項の実施について加味されていないことは、より低い金額での評価がされることを免れることを意味するから、結果的に

は既存株主にとって不利益なものではない。

以上からすれば、ストックオプションアドバイザーサービスの算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、本新株予約権の払込金額は、当該算定結果である評価額と同額（すなわち、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて算出した公正価格と同額）で決定されている。

したがって、本新株予約権の発行価額は、発行時点における本新株予約権の金銭的評価を著しく下回るものではないから、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると考えられる。

(ウ)小括

上記(ア)及び(イ)のほか、イメージワンの監査等委員会がイメージワン取締役会に対し、本株式の発行価額は、イメージワンの普通株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にし、イメージワンの置かれた事業環境及び業績動向や株価推移を勘案して、割当予定先と協議の上で決定されており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したもので、割当予定先にとって、特に有利な金額には該当せず適法である旨、また、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を表明する予定である。

以上のような諸点からすれば、本株式及び本新株予約権のいずれについても、有利発行に該当せず、発行条件の相当性が認められる。

(iv)希薄化の程度

本第三者割当は、イメージワンの普通株式に一定の希薄化を生じさせるものではあるが、上記のとおり、他の資金調達方法との比較では本第三者割当による本株式及び本新株予約権の発行には相当性が認められることからすると、この方法によれば既存株式の一定の希薄化は免れ得ない。

また、本第三者割当は、イメージワンにおける継続した業績の黒字化達成とともに、さらなる収益を向上させるため、イメージワンの事業展開による短期から中長期的な収益向上を確実なものとするために行われるものであり、本株式及び本新株予約権の発行は、中長期的には、希薄化を上回るイメージワンの企業価値及び株主価値の向上につながるものである。

とすれば、本第三者割当により生じ得る希薄化及び株価下落のリスクを考慮しても、既存株主は、希薄化が生じてもそれによる損失を回復させるに足る効果が見込まれる（すなわち、イメージワンの企業価値及び株主価値の向上により、それを上回るシナジーを享受できると見込まれる）という点で、本第三者割当は、既存株主の利益にも資するものである。

このほか、本第三者割当増資による手取金の資金使途として想定されている金額は、合計で3,058百万円であるところ、本第三者割当による調達金額は、第12回新株予約権が当初の行使価額で予定どおり全て行使された場合には、約3,058百万円である。そうすると、本第三者割当増資による調達金額は、必要性に応じた出資とみることができ、不必要な程度に既存株主の株式の希薄化を生じさせるものではないと考えられる。

さらに、本新株予約権については、イメージワンの判断により任意に本新株予約権を取得することが可能である第11回新株予約権については行使価額が固定されており、第12回新株予約権については、行使価額の修正があり得るものの、行使価額の下限が決められている。また、第12回新株予約権については制限超過行使を行うことができないものとされるほか、本新株予約権に関して行使停止期間が定められることで、イメージワンが本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、イメージワンの事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、イメージワンの判断で一時的な株式価値の希薄化による株価への影響を抑える仕組みも講じられている。これらの工夫により、既存株主の想定範囲を超えるような大幅な希薄化が生じることを防ぐことができるスキームとなっている。

以上のような点からすれば、今回の発行数量及びこれによる株式の希薄化の規模並びに流通市場への影響は、既存株主にとっても合理的であって、やむを得ないものと考えられる。

(v)本第三者割当の相当性を補強するその他の事情

上記のほかに、本第三者割当の相当性を補強する事情として、下記のような点が挙げられる。

- ・ イメージワンは、イメージワンの社外取締役2名及び独立した専門家1名の計3名により構成される委員会である特別委員会を組成し、本第三者割当の必要性及び相当性の検討を依頼している。特別委員会は、利益相反構造のあるM&A全般において参照されている経済産業省作成

の2019年6月28日付「公正なM&Aの在り方に関する指針」（以下「M&A指針」といいます。）においても、公正性担保措置として高く評価されており（M&A指針3.2.1参照）、特別委員会が本第三者割当の必要性及び相当性を検証していることは、本第三者割当の相当性を補強する事情であると認められる。

- ・ イメージワン取締役会は、意思決定につき、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業の弁護士から助言を受けており、弁護士による独立した専門的助言を取得したと認められる（M&A指針3.3.1参照）。このことは、本第三者割当の手続が公正に行われていることを推認させる事情といえる。
- ・ イメージワンは、上記のとおり、本新株予約権の評価について本評価報告書を取得しているところ、本評価報告書の作成者であるストックオプションアドバイザーサービスはイメージワンとの間で独立性を有しており（M&A指針3.3.2.3）、本評価報告書は、独立した第三者評価機関による価値算定書（M&A指針3.3.2参照）であると認められる。
- ・ 本新株予約権の行使価額は、いずれも本答申書作成日時点におけるイメージワンの株価よりも高い金額が設定されている。つまりイメージワンとしては、（第12回新株予約権については行使価額の修正選択権がイメージワンにあるものの）原則として本第三者割当によってイメージワンの株価が上昇して初めて行使がされることになる態様で本新株予約権を発行しているものであり、こうした株価の上昇による恩恵を既存株主にも享受してもらうことを想定したスキームを採用していることは、既存株主の利益に配慮しているものと認められる。
- ・ M&A指針では、株主に対して、取引の妥当性等についての判断に資する重要な判断材料を提供することが推奨されている（M&A指針3.6.1）。本件でも、イメージワンプレスリリースにおいて、募集の目的及び理由、資金調達方法の特徴及び選択理由（メリット・デメリットを含む）、他の資金調達方法との比較、調達する資金の具体的な用途、発行条件等の合理性（希薄化に対する考え方を含む）、並びに割当予定先の選定理由等について、詳細な開示が行われており、株主に対する情報開示は充実しているものと認められる。

(vi)小括

上記(i)から(v)で検討してきたとおり、本第三者割当は他の資金調達手段と比べても相当性が認められるほか、割当予定先の選定（払込みの確実性を含む。）の相当性及び発行条件の相当性も認められる。

さらに、本第三者割当の希薄化の程度も合理的であってやむを得ないものと認められるほか、上記(v)で述べたような、本第三者割当の相当性を補強する事情も認められる。

以上のとおりであるから、本第三者割当には、相当性が認められる。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1)最近3年間の業績（個別）

| 決算期 | 2019年9月期 | 2020年9月期 | 2021年9月期 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 売上高（千円） | 1,879,596 | 1,979,825 | 2,435,592 |
| 営業利益（千円） | △43,937 | △452,480 | △331,145 |
| 経常利益（千円） | 692,672 | △583,378 | △413,445 |
| 当期純利益（千円） | 243,106 | △601,965 | △503,634 |
| 1株当たり当期純利益（円） | 36.80 | △81.67 | △55.44 |
| 1株当たり配当金（円） | — | — | — |
| 1株当たり純資産額（円） | 287.86 | 228.92 | 258.51 |

(注) 2017年9月期は連結財務諸表を作成していますが、それ以降は作成をしていないため、上記では個別(非連結)での経営指標を掲載しております。

(2)現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2022年3月31日現在)

| | 株式数 | 発行済株式数に対する比率 |
|-------------------------|-------------|--------------|
| 発行済株式数 | 10,303,600株 | 100% |
| 現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数 | — | — |
| 下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数 | — | — |
| 上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数 | — | — |

(3)最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

| | 2019年9月期 | 2020年9月期 | 2021年9月期 |
|-----|----------|----------|----------|
| 始 値 | 739円 | 480円 | 463円 |
| 高 値 | 935円 | 802円 | 1,787円 |
| 安 値 | 481円 | 317円 | 425円 |
| 終 値 | 488円 | 468円 | 888円 |

② 最近6ヶ月間の状況

| | 2022年 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 |
|-----|-------------|------|------|------|------|------|
| 始 値 | 829円 | 730円 | 580円 | 592円 | 617円 | 770円 |
| 高 値 | 900円 | 755円 | 655円 | 647円 | 820円 | 788円 |
| 安 値 | 672円 | 566円 | 502円 | 518円 | 614円 | 663円 |
| 終 値 | 737円 | 576円 | 600円 | 625円 | 771円 | 695円 |

(注) 2022年8月の株価については、2022年8月24日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

| | 2022年8月24日 |
|-----|------------|
| 始 値 | 668円 |
| 高 値 | 697円 |
| 安 値 | 667円 |
| 終 値 | 695円 |

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行

| | |
|----------|---|
| 割当日 | 2020年3月9日 |
| 発行新株予約権数 | 1,600,000個 [内訳] 第8回新株予約権:800,000個 第9回新株予約権:800,000個 |
| 発行価額 | 総額3,816,000円 [内訳] 第8回新株予約権 |

| | |
|----------------------------------|---|
| | 1,224,000円(新株予約権1個につき1.53円) 第9回新株予約権 2,592,000円(新株予約権1個につき3.24円) |
| 発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額) | 総計731,916千円 |
| 募集時の発行済株式数 | 6,681,100株 |
| 当該募集による潜在株式数 | 当社普通株式1,600,000株 〔内訳〕第8回新株予約権:800,000株(新株予約権1個につき1株) 第9回新株予約権:800,000株(新株予約権1個につき1株) |
| 行使価額 | 第8回新株予約権:当初458円(行使価額修正条項付) 第9回新株予約権:当初458円(行使価額修正条項付) |
| 割当先 | 第8回新株予約権:EVO FUNDに対する第三者割当方式 第9回新株予約権:株式会社ユニ・ロットに対する第三者割当方式 |
| 行使状況 | 行使済株式数:1,600,000株 〔内訳〕第8回新株予約権:800,000株(残新株予約権数0個) 第9回新株予約権:800,000株(残新株予約権数0個) |
| 当初の資金の使途及び 支出予定時期 | ① 新規事業である電子カルテ事業拡大に伴う一時的な人件費増加分及び採用活動費 100百万円(2020年4月～2021年3月) ② 再生可能エネルギー事業における案件の開発資金 600百万円(2020年4月～2021年3月) ③ 新規事業のスピーディーな展開を目的としたM&A投資資金 31百万円(2020年4月～2021年3月) |
| 現時点における 資金の充当状況 | 2022年8月25日現在の資金充当状況は以下のとおりです。 ① 新規事業である電子カルテ事業拡大に伴う一時的な人件費増加分及び採用活動費 充当済:100百万円 残 額:0百万円 ② 再生可能エネルギー事業における案件の開発資金 充当済:469百万円 残 額:0百万円 ③ 新規事業のスピーディーな展開を目的としたM&A投資資金 調達額が予定額を下回ったため未調達であります。 |

② 第三者割当による第10回新株予約権の発行

| | |
|----------------------------------|-----------------------------------|
| 割当日 | 2021年2月18日 |
| 発行新株予約権数 | 20,000個 |
| 発行価額 | 3,408,800円 (新株予約権1個につき170.44円) |
| 発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額) | 1,175,308,800円 |

| | |
|----------------------|---|
| 募集時の発行済株式数 | 8,303,600株 |
| 当該募集による潜在株式数 | 当社普通株式2,000,000株 新株予約権1個につき1株 |
| 行使価額 | 当初588円（行使価額修正条項付） |
| 割当先 | 和助キャピタル有限責任事業組合に対する第三者割当方式 |
| 行使状況 | 行使済株式数：2,000,000株（残新株予約権数0個） |
| 当初の資金の使途及び 支出予定時期 | ① 再生可能エネルギー事業における案件の開発資金 1,175百万円（2021年3月～2022年3月） |
| 現時点における 資金の充当状況 | 2022年8月25日現在の資金充当状況は以下のとおりです。 ① 再生可能エネルギー事業における案件の開発資金 充当済：1,175百万円 残 額：0百万円 |

12. 発行要項

本株式の発行要項並びに第 11 回新株予約権及び第 12 回新株予約権の発行要項は、それぞれ別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 に記載しております。

以 上

株式会社イメージワン
普通株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数

普通株式 500,000 株

2. 募集株式の払込金額

1株につき613円とする。

3. 払込金額の総額

306,500,000円

4. 申込期日

2022年9月12日

5. 払込期日

2022年9月12日

6. 増加する資本金及び資本準備金の額

資本金 : 153,250,000円

資本準備金 : 153,250,000円

7. 募集の方法

第三者割当の方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund 400,000株

MAP246 Segregated Portfolio 100,000株

8. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 新宿通支店

9. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

株式会社イメージ ワン
第 11 回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社イメージ ワン第 11 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金 11,475,000 円

3. 申 込 期 日

2022 年 9 月 12 日

4. 割当日及び払込期日

2022 年 9 月 12 日

5. 募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

| | |
|---|----------|
| Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund | 12,000 個 |
| MAP246 Segregated Portfolio | 3,000 個 |

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,500,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

15,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 765 円（本新株予約権の払込金額の総額 金 11,475,000 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初764.5円とする。但し、行使価額は第10項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（当社が導入する譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の取締役に対し当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合、又は2022年8月25日の取締役会決議に基づく当社普通株式の発行を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割又は無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割又は無償割当てのための基準日（無償割当てのための基準日がない場合には当該割当ての効力発生日とする。）の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合（但し、2022年8月25日の取締役会決議に基づく株式会社イメージワン第12回新株予約権の発行及び当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

2022年9月13日から2024年9月12日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日
- ② 第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

14. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の0.1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

第11項乃至第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければならない。

- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 20 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結した引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 765 円とした。

20. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

21. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 新宿通支店

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じることができる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力の発生を条件とする。

以 上

株式会社イメージ ワン
第12回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社イメージ ワン第12回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金 12,300,000 円

3. 申 込 期 日

2022年9月12日

4. 割当日及び払込期日

2022年9月12日

5. 募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

| | |
|---|----------|
| Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund | 12,000 個 |
| MAP246 Segregated Portfolio | 3,000 個 |

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,500,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

15,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり金820円（本新株予約権の払込金額の総額 金12,300,000円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,112円とする。但し、行使価額は第10項及び第11項の定めるところに従い修正及び調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、以後第16第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において行使価額の修正が生じるこ

ととすることができる（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。）。本項に基づき行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の5取引日（なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）目以降第12項に定める期間の満了日までの間に行われる本新株予約権の行使請求については、行使価額は、修正日に、修正日の直前の金曜日（以下「算定基準日」という。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正後行使価額」という。）に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に第11項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、修正後行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、556円とする。なお、下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整されるものとする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（当社が導入する譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の取締役に対し当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合、又は2022年8月25日の取締役会決議に基づく当社普通株式の発行を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割又は無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割又は無償割当てのための基準日（無償割当てのための基準日がない場合には当該割当ての効力発生日とする。）の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合（但し、2022年8月25日の取締役会決議に基づく株式会社イメージワン第11回新株予約権の発行及び当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付

されたものを含む。)の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2022年9月13日から2024年9月12日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日

- ② 第 15 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は 1 か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の 1 か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条第 2 項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第 273 条第 2 項及び第 274 条第 3 項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の 2 週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。
15. 組織再編行為による新株予約権の交付
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。
- (1) 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 0.1 円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
第 12 項乃至第 15 項、第 17 項及び第 18 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
(1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項に定める行使期間中に第 21 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 22 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 21 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
(4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
17. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未

満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結した引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金820円とした。

21. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

22. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 新宿通支店

23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

24. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

25. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じることができる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力の発生を条件とする。

以 上